

新憲法改正草案と障害者の人権

29日のマスコミは、自民党の「党新憲法草案」が28日に決定したことを報道していた。

現憲法の全面的改定論議は、9条問題を中心に報道されているが、草案に目にして、ようやく憲法に障害者の人権保障が明示されていることに気づいた。皆さんは気づきましたか？

草案の「第三章 国民の権利及び義務」の「第十四条（法の下での平等）」の1.に、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、障害の有無、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。」と記されている。

くしくも同じ29日に、NHKで3時間に渡る生番組「ETV ワイド どうな介護が今必要ですか？－障害者と介護者の卵たちが語り合う－」が放送された。

この番組の中で障害者人権運動の草創期の人として、「青い芝」の元会長の横田弘氏が登場した。

1970年前後からの「青い芝の会」の運動は、親による障害児・者殺しを容認する社会を告発し、日本において初めて当事者として障害者の人権運動を展開したグループであり、氏はその運動をリードしてきた人である。

その運動は、時に、公共バスに障害者が乗れないのはおかしいとのバスジャック事件、また、養護学校義務化は社会の障害者疎外そのものだとの「養護学校義務化反対」座り込み、等々で過激な運動として見られがちであった。

福祉、福祉と叫ばれる今となれば、当事者の当然の主張・願いであると理解されるが…。

私は、今も障害者運動のバイブル的な存在である「行動宣言」が記載されている氏の著書「炎群－障害者殺しの思想－」を40年前に目にし、今も本棚にある。

氏が運動を始めた頃の親による障害児・者殺しは、残念ながら40年立った今の世でも起こり、それをまだ容認しようとする未熟な社会でもある（「雑学BN」のレポート関係P、2004.2.「現代社会の障害児観の一面の検証－最近のマスコミ記事を材料として－」：参照）。

それだけに、社会や国民一人一人の行動規範の根源をなす憲法のまだ草案段階であっても、障害による差別を明確に否定する字句が記載されているということには、そうした日本（社会）を構築して行くという意志表示でもあるだけに、今の憲法下でも影響を及ぼすだろうから、感慨深く改正草案を目にした。

（2005年10月30日 記）